

市税

市税の内容

◆個人住民税(市・府民税)

課税課 市民税グループ ☎870-0418

毎年1月1日現在、市内に住んでいる人や、市内に事務所・事業所などのある個人に課されます。

申告の必要がない人

前年中に所得のなかった人、所得税の確定申告をした人、給与所得だけの人(勤務先から給与支払報告書が提出されない人を除く)。

▶申告と納期

- 普通徴収
前年中に所得のあった人は、3月15日までに申告してください。税額を決定し、納税通知書をお送りします。納期は6月・8月・10月・翌年1月の4回です。
- 特別徴収
給与所得者は、給与などを支払う会社が毎月、給与から差し引いて1年分の税金を6月から翌年の5月まで、12回に分けて納めるようになっています。
- 年金特別徴収
4月1日現在65歳以上の公的年金受給者の人で、かつ、納税義務のある人については、公的年金に係る税金が特別徴収(天引き)されます。

※年金特別徴収開始年度と2年目以降では徴収の方法に違いがあります

▶年金特別徴収開始年度

(年金所得のみで年税額が18,000円の場合)

徴収の方法	普通徴収 (納付書または 口座振替で納付)		特別徴収 (年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	5,000円	4,000円	3,000円	3,000円	3,000円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

▶年金特別徴収2年目以降

(年金所得のみで年税額が16,000円の場合)

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	3,000円	3,000円	3,000円	2,400円	2,300円	2,300円
割合	前年度の年税額の半分を1/3ずつ			残額の1/3ずつ		

◆固定資産税・都市計画税

課税課 資産税グループ ☎870-0419

固定資産税は毎年1月1日現在に、固定資産(土地、家屋および償却資産)を所有している人に、都市計画税は固定資産税の課税対象のうち都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地または家屋を所有している人に課されます。納期は5月・7月・9月・12月の年4回です。

▶土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

対象は、固定資産税(土地・家屋)の納税者。縦覧期間は、4月1日～5月31日(第1期の納期限)です。

▶償却資産の申告

毎年1月1日現在で所有している事業用の機械や備品などについては、取得価格など必要な事項を1月31日までに申告してください。

◆軽自動車税種別割

課税課 税制グループ ☎870-9646

毎年4月1日現在、市内で軽自動車(二輪125cc超～250cc、三輪、四輪)、原動機付自転車(125cc以下)、二輪の小型自動車(250cc超)、小型特殊自動車を所有している人に課されます。なお、4月2日以降に廃車または譲渡しても、その年度分の納税義務を負うこととなります。納期は5月です。

▶こんな場合はすぐに届け出を

原動機付自転車などを購入したり、他人に譲渡したり、また、住所変更があった場合には、すぐに届け出をしてください。

▶登録・廃車の手続き場所・問い合わせ先

種類(排気量)により、手続きをする場所が異なります。手続きに必要なものは、それぞれの場合によって異なりますので、お問い合わせください。

種別	手続き場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	課税課税制グループ 谷川一丁目1-1 ☎870-9646
軽二輪 (125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 ☎050-5540-2058
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 高槻市大塚町四丁目20-1 ☎050-3816-1841

▶原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の手続き

事項	必要なもの
登録	<ul style="list-style-type: none"> ●販売証明書、廃車申告済証、廃車証明書のいずれか1点 ●届出者の本人確認書類 <small>※大東市に住民登録のない人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要</small>
廃車(スクラップなど) 市外への転出	<ul style="list-style-type: none"> ●届出者の本人確認書類 ●標識(ナンバープレート) ●申告済証(なくても可)
大東市内の人同士で 名義変更	(譲渡人) <ul style="list-style-type: none"> ●譲渡証明書(自署※)または、譲渡人の本人確認書類の写し <small>※譲渡人が法人の場合は記名押印が必要</small> <ul style="list-style-type: none"> ●申告済証(なくても可) ●標識(ナンバープレート。同じ標識番号で乗るときは不要) (譲受人) <ul style="list-style-type: none"> ●届出者の本人確認書類 <small>※大東市に住民登録のない人は、運転免許証と消印のある郵便物などが必要</small>

※標識や申告済証を紛失した場合は、課税課税制グループ ☎870-9646までお問い合わせください

◆その他の市税

課税課 税制グループ ☎870-9646

軽自動車税環境性能割、市たばこ税、入湯税、法人市民税があります。

市税の納付

納税債権課 管理グループ ☎870-0422

◆納付方法

- 次の4つの方法があります。
1. 納付場所に直接納付(①全国の金融機関の本支店、②コンビニ納付(現金払い))
 2. 口座振替(自動払込)納付
 3. スマホ決済アプリによる納付
 4. 地方税お支払サイトによる納付

▶1. 納付場所に直接納付

納付場所(令和6年4月1日現在)

- ①全国の金融機関の本支店
- ②コンビニ納付(現金払い)
セブンイレブン、ローソン、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ファミリーマート、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、ニューヤマザキデイリーストア、MMK(マルチメディアキオスク)、セイコーマート、ハマナスクラブ

▶2. 口座振替(自動払込)納付

納付は便利な口座振替(自動払込)で

便利な口座振替(自動払込)の制度があります。納期日になると、あなたの預(貯)金口座から自動的に納税されますので、納め忘れや納期ごとに納める手間が省けます。

口座振替納付の手続き

預(貯)金通帳と通帳印をご持参の上、下記金融機関及び郵便局(全国)で手続きをしてください。また、市役所で直接申し込みできる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

口座振替(自動払込)取扱金融機関

銀行	りそな・三菱UFJ・池田泉州・紀陽・南都・三井住友みずほ・京都・関西みらい
信用金庫	枚方・大阪厚生・大阪・大阪商工・尼崎・京都・大阪シティ・北おおさか
信用組合	成協・のぞみ・大同・近畿産業
労働金庫	近畿
農協	大阪東部(南郷・住道・四條・田原・四條畷各支店)
郵便局	大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県のゆうちょ銀行および郵便局

▶3. スマホ決済アプリによる納付

納付書記載のバーコードをスマートフォンで読み取り、納付が可能です。

利用可能なサービス

PayB、楽天銀行アプリ、PayPay、au PAY、d払い、FamiPay

▶4. 地方税お支払サイトによる納付

地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)で、納付書記載のeL-QRコードを使ってクレジットカード、インターネットバンキング、ダイレクト納付(口座振替)、ATM等で納付が可能です。

地方税お支払サイトに関するお問い合わせ

電話番号: ☎0570-080481
受付時間: 9時から17時(土日、祝日、年末年始を除く)

納期限

	1期	2期	3期	4期
軽自動車税種別割	5月末日	-	-	-
固定資産税都市計画税	5月末日	7月末日	9月末日	12月25日
市・府民税	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日

※納期限が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。

市税に関する証明

課税課 市民税グループ ☎870-0418
課税課 資産税グループ ☎870-0419
課税課 税制グループ ☎870-9646
納税債権課 管理グループ ☎870-0422

申請に必要なもの

本人確認できるもの(P42)。なお、代理人の場合は、本人から委任を受けたことを証明する書類(委任状・代理人選任届など)及び代理人自身の本人確認ができるもの(P42)。※納税証明書の発行の際には、事前に納付状況などをお問い合わせください

▶証明書の手数料など

証明の種類	手数料
納税証明書	1件につき300円(※1)
市・府民税課税(所得)証明書	1件につき300円
固定資産課税台帳記載事項証明書(評価証明・公課証明)	土地1筆につき300円(※2) 家屋1棟につき300円(※2)
住宅用家屋証明書	1件につき1,300円
法人営業届出済証明書	1件につき300円

※1 継続検査用の軽自動車税種別割納税証明書は無料
※2 1名義人ごとに手数料が掛かります(共有名義分については、同一の共有員で所有される分ごとに1名義人とします)。また、1筆、1棟増すごとに100円を加算します